

# 死亡労働災害が急増! 「死亡労働災害非常事態宣言」発令!!

## 新潟県下で死亡災害件数 “ワースト1”

### 新発田労働基準監督署

新発田労働基準監督署管内では、本年6月30日現在、すでに3件の死亡災害が発生し、昨年1年間に当署管内で発生した死亡災害の発生件数の同件数となっています。

また、休業4日以上<sup>※</sup>の労働災害については、114件と対前年比で2件（1.8%）増加しており、減少傾向が見られません。

この危機的な状況を踏まえ、今般、当署においては、急増する死亡災害に歯止めをかけるため、新発田労働基準監督署長（須貝 澄夫）による「死亡災害非常事態宣言」を発令するとともに、緊急的な取組として「新発田労働基準監督署管内死亡災害防止緊急対策強化期間」（7月～12月）を設定しました。

死亡災害に歯止めをかけるとともに、労働災害の減少を図るため、本強化期間中、各事業場においては、労使一体となって、特に次に掲げる事項について徹底していただきますようお願いいたします。

#### 1 経営トップによる安全衛生活動（共通事項）

- （1）労働災害の防止は、事業者の責務であることを再認識し、率先してこれに取り組むこと。
- （2）経営トップによる安全衛生パトロールを実施すること。

#### 2 安全衛生管理体制の整備等（共通事項）

- （1）事業場の業種・規模に応じて安全管理者、安全衛生推進者等の管理者を選任するのみならず、同管理者は作業場の巡視など法令で定められた職務を確実に実施すること。
- （2）労働災害が発生した場合には、その原因を調査、究明し単に作業者の不注意を指摘するのではなく、設備、安全教育に不備がなかったか検証して再発防止策を講じること。
- （3）雇い入れ時又は作業内容変更時の安全衛生教育の徹底を通じて、未熟練者を含む全ての労働者に安全衛生の基本を習得させること。

#### 3 製造業における労働災害防止対策

- （1）「食料品加工機械」「木材加工用機械」「工作機械・設備」等による「切れ・こすれ」、「はさまれ・巻き込まれ」災害を防止するため、危険箇所の覆いの設置、食品の原材料の送給・取り出し時の運転停止等の措置を周知徹底すること。
- （2）視覚に訴える「安全の見える化運動」を普及促進すること。

#### 4 建設業における労働災害防止対策

- （1）高所作業では、足場を組み立てる等により安全な作業床を設けること。なお、作業の性質上作業床を設けることが困難な場合は、安全ネットの設置、親綱を設ける等により墜落制止用器具を確実に使用すること。
- （2）車両系建設機械、移動式クレーン等使用した作業と人力による作業が輻輳して行われることが想定されるため、作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底

すること。

## 5 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- (1) 荷役作業における「トラックからの墜落災害」を防止するため、保護帽の着用、荷締め、ラッピング等は荷上や荷台上で行わず、地上から又は地上での作業を設定すること。荷台への昇降は昇降設備を使用すること。作業靴は耐滑性のあるものを使用すること等を周知徹底すること。
- (2) 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を周知徹底すること。

## 6 第三次における労働災害防止対策

- (1) 「4S（整理、整頓、清掃、清潔）」、「危険予知（KY活動）」視覚に訴える「安全の見える化運動」、安全意識の高揚啓発の安全活動を実施すること。
- (2) 「安全通路」を確保し、転倒災害防止を徹底すること。
- (3) 「腰痛予防対策指針」を周知徹底すること。

令和2年休業4日以上死傷災害発生状況（令和2年6月末現在）

業種別 \ 年	令和2年	令和元年	同期比較
製造業	34	43	-9
建設業	②21	21	±0
運輸交通業	16	10	+6
畜産・水産業	9	9	±0
その他事業	①34	27	+7
上記以外の事業	0	2	-2
合計	③114	112	+2

※○の数字は死亡者数を表します。

令和2年死亡災害発生状況（令和2年6月末現在）

No	発生月	業種	事故の型	起因物	年代	発生状況
1	3月	木造建築業	墜落・転落	屋根	50代	被災者は、単独作業で寺の屋根に上がって屋根板金を補修する作業中、3.8m下の地面に墜落した。被災時、寺の周囲には足場が設置されていなかった。また、被災者はヘルメット、安全帯を着用していなかった。
2	5月	土木工事業	交通事故（道路）	トラック	40代	被災者は、土砂を積んだダンプトラックを運転して、本工場の現場からストックヤードへ向けて走行中、堤防の市道において、運転操作を誤り堤内地側の法面（勾配約30度）から約3m下の道路に転落した。
3	6月	新聞販売業	交通事故（道路）	乗用車	70代	被災者は、徒歩にて新聞配達中、県道を横断していた際、走行してきた軽自動車にはねられた。